

京都府被災宅地危険度判定士登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、当該宅地を調査し危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定の実施本部の長が危険度判定の必要があると認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、この要綱に基づき知事が登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載した者をいう。

(宅地判定士の登録)

第3条 知事は、府内に居住地又は勤務先の所在地を有する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会又は被災宅地危険度判定連絡協議会が実施する講習会（以下「講習会」という。）を修了したものを宅地判定士として登録することができる。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからチまでに掲げる者
- (2) 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有するもの
- (3) 国若しくは地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めたもの
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する者、同法に基づく土木、建築又は

- 造園に関する二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する者その他前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、府内に居住し、又は勤務する者で、前項各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として登録することができる。

(登録申請の手続)

第4条 前条に規定する者が宅地判定士の登録を受けようとするときは、被災宅地危険度判定士登録申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事は、添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- (1) 前条第1項第1号又は第4号に該当する者にあつては、資格要件申告書（別記第2号様式）及びその登録要件を証する書類
 - (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者にあつては、資格要件申告書（別記第2号様式）及び実務経験証明書（別記第3号様式）
 - (3) 前条第2項の規定により登録を受けようとする者にあつては、同条第1項各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有することを証する書類
 - (4) 申請者の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2センチメートルの写真2枚
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録証の交付等)

第5条 知事は、前条の申請者を宅地判定士として登録したときは、その者を宅地判定士名簿に登載するとともに、当該宅地判定士に被災宅地危険度判定士登録証（別記第4号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前条の申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、登録することができない旨を文書で当該申請者に通知するものとする。
- 3 宅地判定士は、危険度判定の実施において、常時、登録証を携帯しなければならない。

(登録事項の変更)

第6条 宅地判定士は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届（別記第5号様式。以下「変更届」という。）及び登録証を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名
 - (2) 勤務先の名称、所在地又は電話番号
 - (3) 緊急連絡先
- 2 知事は、前項の届出があつた場合において、宅地判定士名簿の記載事項を変更し、

必要に応じて、記載事項を変更した登録証を新たに当該宅地判定士に交付するものとする。

(登録の更新)

第7条 第3条第1項の登録の有効期間は、宅地判定士が登録の申請前に受講した講習会の修了の日（同条第2項の規定により登録を受けた者にあつては、登録の日）から5年後の日の属する年度の末日までとする。

2 知事は、宅地判定士が前項の登録の有効期間の満了日までに講習会を受講して修了したとき又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有する者と認めたときは、登録の更新をすることができる。

3 前項の登録の更新を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録更新申請書（別記第6号様式）及び現に有効な登録証（以下「更新申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の登録の更新をしたときは、速やかに、宅地判定士名簿に当該宅地判定士の登録の更新について記載するとともに、当該宅地判定士に更新に係る登録証を交付するものとする。

5 第2項の更新の登録の有効期間については、第1項の規定を準用する。

(登録証の再交付)

第8条 宅地判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書（別記第7号様式）により、知事に登録証の再交付を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

3 前項の規定により登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

(登録の辞退)

第9条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届（別記第8号様式）に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出者に関する登録事項を宅地判定士名簿から抹消するものとする。

(登録知事の変更)

第10条 知事から宅地判定士として登録を受けた者が、府以外の都道府県の居住地に居住又は勤務先に勤務をすることとなった場合で、府以外の都道府県知事の登録を受けようとするときは、当該都道府県の定めるところにより、登録の変更に必要な書類を当該都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 宅地判定士が、新たに独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の社員となったときは、都市再生機構の定めるところにより、登録の変更に必要な書類を都市再生機構の理事長に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項の登録の変更に必要な書類の受理の通知を府以外の都道府県知事又は都市再生機構の理事長から受けたときは、前条第1項の規定による届出があったものとみなし、同条第2項の規定を準用する。
- 4 知事は、府以外の都道府県知事により宅地判定士として登録を受けた者が府内の居住地に居住又は勤務先に勤務することとなった場合、又は宅地判定士が都市再生機構の社員でなくなった場合で、当該宅地判定士が知事に変更届及び登録証を提出したときは、当該届出をした宅地判定士を府の宅地判定士名簿に登載するとともに、変更届に基づき記載した登録証を当該宅地判定士に交付するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により宅地判定士に登録証を交付したときは、当該宅地判定士が変更前に登録を受けていた府以外の都道府県知事又は都市再生機構の理事長にその旨を通知するものとする。

（登録の取消し）

- 第11条 知事は、登録した宅地判定士が第3条第1項各号の要件に適合しないことが判明したときその他宅地判定士としてふさわしくないと認めたときは、その登録を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者を宅地判定士名簿から抹消するとともに、その旨をその者に通知するものとする。
 - 3 前項の規定により登録の取消しの通知を受けた者は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。

（講習会）

- 第12条 府は、市町村の協力を得て、第3条第1項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識の修得及び技能の向上のための講習会を実施するものとする。

（雑則）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。